

政令第 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十七号）

附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成十九年四月十六日とする。

## 理 由

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。